

第387回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年3月11日(金)

10:00~11:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号

香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

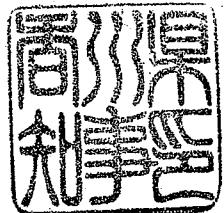
- (1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (2) さわら流しさし網漁業許可の公示について(諮問)
- (3) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について(協議)
- (4) 香川海区漁業調整委員会関係規程の改正について(協議)
- (5) 令和3年度連合海区漁業調整委員会の結果について(報告)

5 その他

3水産第123703号
令和4年3月8日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾登史郎様

香川県知事 浜田恵造



くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型漁業	0.1トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型漁業	1.0トン	令和4年4月1日～翌年3月31日

くろまぐろの知事管理漁獲可能量について

【背景】

- ・ TAC 魚種については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき知事管理区分ごとに漁獲可能量（漁獲量の上限又は管理手法）を定めることとされている。
- ・ 今年 4 月から新たな管理期間が開始するくろまぐろの漁獲量の上限について、国から、引き続き、くろまぐろ（小型魚）を 0.1 トン、くろまぐろ（大型魚）を 1.0 トンとするよう、通知があったところである。
- ・ このため、次の管理期間においても、昨年と同様に、本県では、くろまぐろ（小型魚）の漁獲量の上限を 0.1 トン、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量の上限を 1.0 トンとする旨、定める必要がある。

【従来定めていた内容からの変更点】

くろまぐろの漁獲可能量について、以下のとおり定める。なお、昨年度、定めていた内容との変更点については、下線のとおりとする。

（定める内容）

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ (小型魚)	香川県くろまぐろ小型魚 漁業	0.1 トン	令和 4 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日
くろまぐろ (大型魚)	香川県くろまぐろ大型魚 漁業	1.0 トン	令和 4 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

（昨年度定めた内容）

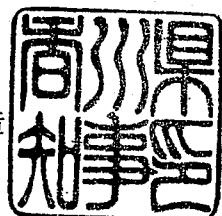
特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ (小型魚)	香川県くろまぐろ小型魚 漁業	0.1 トン	令和 3 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日
くろまぐろ (大型魚)	香川県くろまぐろ大型魚 漁業	1.0 トン	令和 3 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

3水產第123296-1号
令和4年3月7日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎様

香川県知事 浜田恵造



さわら流しさし網漁業許可の公示について(諮問)

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

記

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

別添資料のとおり

2 許可の条件

別添資料のとおり

3 許可の有効期間

令和4年4月20日から令和4年6月15日

4 申請期間

令和4年3月14日～令和4年3月20日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさ し網漁業	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川 県海面	4月20日から 6月15日まで	1	三豊市(栗島・西訛間)、観音寺、伊吹に漁業の根 拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用漁具は浮子方1085メートル以内のもの1統のこと。
- (3) 漁具の目合は10.6センチメートル以上のものを使用しなければならない。
- (4) さわらを目的とする他の漁業の漁場では昼間投錨碇泊してはならない。
- (5) ① 授網開始は18時、揚網完了は翌朝5時とする。
② 時間を明記したことによつて他種漁業との間に問題を起こさないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。
- (6) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (7) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

さわら流しさし網漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、三豊市漁協から、同漁協栗島支所の組合員が平成29年6月15日まで受けた許可を、同漁協西詫間支所の組合員が引き継ぎ、新たにさわら流しさし網漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

同漁協西詫間支所には、当該漁業許可を受けていた漁業者が長期間いなかつたため、当該漁業許可の漁業を営む者の資格がなかったが、今回、関係漁業者からの同意が得られていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

裏面のとおり

3 今後のスケジュール

3月11日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

3月14日 漁業許可の公示

3月14～20日 申請受付

3月22日以降 許可証交付

許可の公示内容

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわら流しさ し網漁業	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川 県海面	4月20日から 6月15日まで	1	三豊市(栗島・酉詫間)、観音寺、伊吹に漁業の根拠 地を有する者

(参考) 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) 使用漁具は浮子方1085メートル以内のもの1統のこと。
- (3) 漁具の目合は10.6センチメートル以上のものを使用しなければならない。
- (4) さわらを目的とする他の漁業の漁場では屋間投錨碇泊してはならない。
- (5) -1 投網開始は18時、揚網完了は翌朝5時とする。
- (5) -2 時間を明記したことによって他種漁業との間に問題を起こさないよう、従前の協定及び慣行は、必ず遵守すること。
- (6) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (7) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

第8次「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（案）」の概要

1. 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（栽培漁業基本計画）の策定について
 - 沿岸漁場整備開発法の規定により、国の基本方針の内容と調和しつつ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、県が策定。
 - 栽培漁業推進の体制に関すること、栽培漁業対象種、放流及び生産数量・大きさ、技術開発に関する目標や課題等について記載。
 - 計画は概ね5年ごとに見直しており、第8次計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間を予定。
2. 今回の改正内容

● ポイント

- ▷ 漁獲管理と一体的な栽培漁業の推進、対象種の重点化：栽培漁業は資源管理の一環と位置づけ、漁獲管理と一体的にかつ効率的な取組みを推進。また、国による資源評価等、定量的な指標に基づく効果の検証を行い、資源造成効果の高い対象種に重点化。
- ▷ 種苗生産施設の維持・更新、共同種苗生産体制：複数府県と連携した種苗生産の実施、施設の多角的利用として養殖用種苗生産との併用。
- ▷ 種苗の生産と中間育成：消費者ニーズが高く、漁業者から大量生産の要望が高い魚種について、新たな生産技術開発を推進。
- ▷ 技術の維持・継承：計画的な人材確保、生産・放流技術の継承のため、技術の体系的なマニュアリ化や普及・啓発の取組みを推進。

- 水産動物の種類ごとの放流目標

区分	種類	数量	大きさ	種苗生産			中間育成
				全長 (mm)	数量 (千尾)	生残率 (%)	
魚類	ヒラメ	450(600)千尾	全長 60 (60) mm以上				
	キジハタ	140(200)千尾	全長 50 (50) mm以上				
	タケノコメバル	80(100)千尾	全長 40 (60) mm以上	35 (30)	450 (750)	40 (40)	60 (60)
	メバル、カサゴ	150(100)千尾	全長 50 (50) mm以上				300 (300)
	キス	330(500)千尾	全長 60 (60) mm以上	50 (50)	140 (200)	10 (10)	-
	クリスマビ	3,200(3,000)千尾	全長 50 (60) mm以上	40 (60)	80 (100)	30 (30)	-
	ガザミ	600(500)千尾	甲幅 4-40 (4-40) mm				-
甲殻類	アビ	10(10)千個	殻長 30 (30) mm以上	13 (13)	3,600 (5,000)	60 (60)	50-60 (60)
	マダコ	15(10)千尾	体重 600 (600) g以上				2,200 (2,500)
貝類	ナマコ (新)	200千個	全長 10mm以上				70 (80)
その他						50	16
							80



※括弧内は第7次計画の目標値

※括弧内は第7次計画の目標値

～第8次「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」における考え方について～

①香川県生産種苗

魚種	7次目標(千尾)	7次目標(大きさ)	考え方
キジハタ	200	50mm以上	・近年、漁獲量は増加傾向があるが、市場単価が高い大きさによる要望数数量の平均を考慮し、設定。 ・本種単独の漁獲データがないため、過去5年間の要望数数量の詳細は不明であるが、継続的な種苗放流により漁獲量が増えたとの意見がある。市場単価が高いため、漁獲量の詳細は不明であるが、継続した放流が必要である。目標数量については過去5年間の要望数量の平均を考慮し、設定。
タケノコメバル	100	60mm以上	・目標の大きさについては、現状の県生産体制を考慮し、設定。
ガザミ	500	甲幅4~40mm	・岡山県との交換により、今後も安定して県内放流量が確保できる見通しであることから、過去5年間の放流数量の平均を目標に設定。

②香川県生産種苗、県内外民間種苗生産機関等生産種苗

魚種	7次目標(千尾)	7次目標(大きさ)	考え方
ヒラメ	600	60mm以上	・近年、漁獲量が増加しており、継続した放流の効果と捉えられる。したがって、現状と同水準の放流を継続することが重要と考えられたことから、目標数量は、過去5年間の放流実績の平均を参考に設定。大きさについては、第7次計画を参考に位置いた。
メバル・カサゴ	100	50mm以上	・近年、漁獲量は減少傾向であるものの、継続した放流により、一定の水準は保たれないと考えられることから、今後も同水準の放流が必要と考へられる。過去5年間の放流実績の平均を参考し、設定。
クルマエビ	3,000	60mm以上	・近年、漁獲量は減少傾向であるものの、継続した放流により、一定の水準は保たれないと考えられることから、今後も同水準以上の放流が必要と考へられる。 ・また、県による種苗生産・中間育成においては、今後、安定した種苗供給・増産を目指すため出荷サイズを50mm以上に変更する予定。現状の放流実績に県の増産見込みを加えた数量を目標に設定。

③県内外民間種苗生産機関等生産種苗

魚種	7次目標(千尾)	7次目標(大きさ)	考え方
アイナメ	100	60mm以上	・天然資源の減少により、種苗確保が困難であり、過去の放流についても放流効果が認められない。また、アンケート結果からも要望がほとんどないことから、第8次計画の目標からは除外する。
キュウセン	500	60mm以上	・漁獲量については、近年ほぼ横ばいで推移しており、継続的な放流の効果と捉えられる。
オニオコゼ	100	50mm以上	・近年、漁獲量が増加し、市場価格が下落傾向であることから、平成29年以降放流は行われていない。今後、資源状況を見ながら放流について検討することとし、第8次計画の目標からは除外する。
アワビ	10	殻長30mm以上	・近年、放流は行われていないが、密漁対策の強化により、放流再開が見込まれることから、第7次計画の目標を据え置いた。
マダコ	10	600g以上	・漁獲量について、年変動が大きいが近年減少傾向にあることから、漁業者の放流への要望は強い。放流適地への放流や放流後の漁獲管理など放流効果を高める取組みを推進する必要がある。 ・種苗は天然魚を利用しており、種苗の確保が不確実であるため、過去の放流実績から考慮した目標を設定。
(新)ナマコ	-	-	・密漁対策の強化により、今後放流量の増加が見込まれる。 ・密漁対策の強化により、今後放流量の増加が見込まれる。 ・漁業者による種苗生産技術開発に取り組んでおり、将来、県による量産化、種苗配付を目指している。 ・目標の大きさは、令和4年度放流事業の要望(業界団体しらべ)を考慮し、設定。 ・目標の大きさは全国的な放流サイズを考慮した。

香川海区漁業調整委員会関係規程の改正について

1 香川海区漁業調整委員会関係規程の一覧

【委員会の運営に関する規程】

- ・香川海区漁業調整委員会運営規程（今回改正）
→委員会の招集や議事録等、委員会の運営に関することを定めたもの
- ・意見の聴取に関する手続規程（今回改正）
→委員会が行う意見の聴取に関し必要な事項を定めたもの
- ・公聴会に関する手続き規程
→委員会が行う公聴会（海区漁場計画を作成する時）に関し必要な事項を定めたもの

2 今回の改正のポイント

◎香川海区漁業調整委員会運営規程

主な改正点

- ・漁業法改正に伴う条項の修正。
- ・Webによる会議への参加を可能とすることを追加。
- ・議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することを追加。

◎意見の聴取に関する手続規程

① 委員会が行う意見の聴取については

- ・免許後に漁業権に条件を付ける時（法第86条第1項）
- ・休業による漁業権の取消し（法第89条第1項）
- ・免許後に適格性がなくなった者の漁業権の取消し（法第92条第1項）
- ・沿岸漁場管理団体が適格性がなくなった時の指定の取消し（法第116条第2項）
等の場合に実施することになっています。

② 今回、漁業法改正に伴い、「意見の聴取に関する手続規程例」が水産庁から示されたことから、これに沿って改正するものです。

主な改正点

- ・沿岸漁場管理団体に関する内容が追加
 - ・文書等の閲覧の手続きが削除
 - ・弁明書が陳述書に変更
- ③ なお、近年、この規程に基づき意見の聴取を行った事例は、本委員会ではありません。

香川海区漁業調整委員会運営規程新旧対照表（案）

改正後	改正前
香川海区漁業調整委員会運営規程 第1条～第4条 (略)	香川海区漁業調整委員会運営規程 第1条 (略)
第2条 会長及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 <u>13</u> 条第2項に定める委員の任期は、委員の任期による。	第2条 会長及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 <u>3</u> 条第2項に定める委員の任期は、委員の任期による。
第3条 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。 2 (略) <u>3 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u>	第3条 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。 2 (略) <u>(新設)</u>
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)
第7条 委員会の議事録には、次の事項を記載する。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席委員の氏名 (3) 議事事項 (4) 議決の結果 (5) その他重要な事項 2 (略) <u>3 委員会は、前条第1項の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。</u>	第7条 委員会の議事録には、次の事項を記載する。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席委員の氏名 (3) 議事事項 (4) 議決の結果 (5) その他重要な事項 2 (略) <u>(新設)</u>
第8条～第9条 (略)	第8条～第9条 (略)

附 則 この規程は、令和4年3月 日から施行する。

香川海区漁業調整委員会運営規程

(趣 旨)

第1条 香川海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の運営に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長等の任期)

第2条 会長及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第13条第2項に定める委員の任期は、委員の任期による。

(委員会の招集)

第3条 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともに委員に通知しなければならない。

3 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

(議 長)

第4条 会議の議長には、会長があたる。

(発 言)

第5条 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

(議 決)

第6条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

(議 事 錄)

第7条 委員会の議事録には、次の事項を記載する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議決の結果

(5) その他重要な事項

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

3 委員会は、第1項の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和37年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

意見の聴取に関する手続規程新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>意見の聴取に関する手続規程 (趣旨)</p> <p>第1条 海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。</p>	<p>意見の聴取に関する手続規程 (趣旨)</p> <p>第1条 海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（以下「法」という。）第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項（第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。</p>
<p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p>	<p>(開催の決定)</p> <p>第2条 委員会において、意見の聴取（法第10条の規程による処分に係る意見の聴取を除く。以下次条から第13条において同じ。）を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。</p>
<p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(会議上の拘束)</p> <p>第3条 略</p>
<p>(期日及び案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲</p>	<p>(期日、案件の公示)</p> <p>第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法第15第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。</p>

げる事項を公示する。

2 略

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 1・2 略

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 略

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(削る。)

2 略

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 1・2 略

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日の変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 略

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 法第34条第7項（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭でできるものとす

る。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。）に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に充分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項において準用する場合も含む。）の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 略

（陳述書の記載事項）

第9条 令第9条第1項において準用する

（補佐人の出頭許可の手続）

第9条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 略

（弁明書の記載事項）

第10条 令第1条の2において準用する行

行政手続法第 21 条第 1 項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)
第 10 条 令第 9 条第 1 項において準用する行政手続法第 24 条第 1 項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第 3 号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

一～四 略

五 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）

六～七 略

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第 9 条第 1 項において準用する行政手続法第 24 条第 3 項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

二～三 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第 11 条 令第 9 条第 1 項において準用する行政手続法第 24 条第 4 項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

行政手続法第 21 条第一項に規定する弁明書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに弁明書に係る事実についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)
第 11 条 令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 24 条第 1 項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第 3 号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

一～四 略

五 当事者等の弁明の要旨（提出された弁明書における弁明を含む。）

六～七 略

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 24 条第 3 項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二～三 略

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第 12 条 令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 24 条第 4 項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第 12 条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第 9 条第 1 項において準用する行政手続法第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(削る。)

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第 13 条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第 14 条 令第 1 条の 2 において準用する行政手続法第 15 条（第 2 項第 2 号を除く。）第 16 条、第 21 条、第 23 条及び第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定は、法第 10 条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第 21 条第 1 項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第 23 条第 1 項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、」とあるのは「弁明書若しくは証拠を提出しない場合」と、同法第 24 条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第 15 条 第 2 条から第 6 条まで並びに第 9 条から第 11 条まで及び第 13 条の規定は、法第 10 条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則 この規程は、令和 4 年 3 月 日から施行する。

意見の聴取に関する手続規程

(趣旨)

第1条 海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「令」という。）に定めるものほか、この規定に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

(期日及び案件の公示)

第4条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第9条第1項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示する。

2 前項の公示は次に掲げる方法による。

- 一 都道府県の公報に掲載
- 二 委員会の事務所の掲示場に掲示

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

- 2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で、意見の聴取の期日を変更することができる。
- 3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（意見の聴取の期日を変更した時までに令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第6条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

- 2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用する行政手続法第21条第1項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)

第10条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
- 四 意見の聴取の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかつたことについての正当な理由の有無
- 五 当事者等の弁明の要旨（提出された陳述書における弁明を含む。）
- 六 提出された証拠の標目
- 七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調書には、書面、図面、写真その他委員会が適當と認めるものを添付して調書の一部とすることができます。

3 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
- 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
- 三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第11条 令第9条第1項において準用する行政手続法第24条第4項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調書又は報告書の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第9条第1項において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

附 則

この規程は、平成7年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月 日から施行する。

令和3年度連合海区漁業調整委員会の結果について

(1) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和4年2月10日（木）14:06～14:38

場 所：広島海区漁業調整委員会委員室 広島県広島市

会議形式：ウェブ会議

出席者：広島海区6名（北田会長、高橋委員、濱松委員、箱崎委員、樋口委員、山田委員）
香川海区5名（北尾会長、山口委員、岩田委員、鳴野委員、松本委員）

付議事項及びその結果

第1号議案 会長・会長代理の互選について

（結果）会長に広島海区の北田会長、会長代理に香川海区の北尾会長が互選された。

第2号議案 広島・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正について

（結果）原案どおり決定した。

第3号議案 令和4年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他 特になし

(2) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和4年2月17日（木）14:00～14:28

場 所：愛媛県水産研究センター栽培資源研究所 愛媛県伊予市

会議形式：ウェブ会議

出席者：香川海区6名（北尾会長、宇山委員、山口委員、岩田委員、大北委員、鳴野委員）
愛媛海区6名（林委員、藤田委員、中山委員、田中委員、竹ノ内委員、喜田委員）

付議事項及びその結果

第1号議案 会長・会長代理の互選について

（結果）会長に香川海区の北尾会長、会長代理に愛媛海区の林委員が互選された。

第2号議案 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について

（結果）原案どおり決定した。

第3号議案 令和4年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

- ・愛媛県水産課から、毎年漁期前に行っているかに建網の操業に関する関係漁業者同士の事前協議について、新型コロナウイルス感染防止のために令和2年と3年については開催を中止していること及びこの間に操業上のトラブルはないことが報告された。

- ・香川海区の委員からも、操業上のトラブルは報告を受けていない旨、発言した。

(3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和4年2月16日（水）14:30～15:15

場 所：香川県庁12階第1、2会議室 香川県高松市

会議形式：ウェブ会議

出席者：香川海区 8名（北尾会長、橋本委員、北野委員、小見山委員、森委員、志摩委員、岩田委員、嶋野委員）欠席：三木委員、筒井委員

岡山海区 9名（井本会長、柴田委員、豊田委員、國屋委員、佐上委員、小谷委員、平田委員、三宅委員、栗田委員）欠席：松下委員

付議事項及びその結果

第1号議案 岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について

（結果）原案どおり決定した。

第2号議案 令和4年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

○香川県から岡山県西部地区へ入漁する、さわら流網・まながつお流網の操業に関する調整について

・岡山海区の委員から、以下の発言があった。

① 近年、さわらの漁期の後半からまながつおの漁期にかけて、香川県の流網漁船が岡山県海面に集中し、岡山県の流網や底びき網の操業に度々支障が生じている。

② 岡山県西部地区での流網の操業ルールを新たに作成（調整中）しているところ。次の漁期が始まるまでに、関係漁業者同士で協議をしたい。

・上記発言を受け、香川海区の委員から、さわら流網は許可を要すもの、まながつお流網は相互入会であり、操業する者も両漁業で異なることから、きちんと区別したうえで話を進めてほしい旨、回答した。

・その他、香川海区の委員から、さわら流しさし網漁業の週休二日制の取組みについて香川と歩調を合わせてほしいことや、与島漁協と下津井地区とのたこづなわ漁業について、お互い円満な操業ができるよう引き続き協議願う旨、発言した。

【その後の状況】

・岡山県西部地区での流網の操業ルールについて、3月中旬に岡山側の関係者が協議して要望内容が決定する見込みであるとのこと。

・岡山側から、両県の関係漁業者同士の協議について申し出があれば、地元海区委員と相談しながら対応を検討したい。

令和4年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画（案）について

月別予定表

月	旬	回	会議名	主要議題	備考
4月	一	一	一	一	
5月	中旬	1	第388回委員会	・まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・漁業免許方針の作成について	
	下旬	宮城	全漁調連総会	・令和4年度全漁調連要望書（案）について	会長
6月	中旬	2	第389回委員会	・漁業免許方針の作成について	
7月	一	一	一	一	
8月	中旬	3	第390回委員会	・漁業許可の公示について（諮問）	
9月	一	一	一	一	
10月	中旬	4	第391回委員会	・漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画について（事前協議）	
	下旬	山口	全漁調連西日本ブロック会議	1日目：西日本ブロック会議要望事項について 2日目：視察	会長

月	旬	回	会議名	主要議題	備考
11月	中旬	5	第392回委員会	・漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画について(事前協議)	
	下旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理(サワラ、トラフグ等)の取組みについて	委員
12月	中旬	6	第393回委員会	・漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画について(事前協議) ・令和4年度の連合海区漁業調整委員会について ・まいわし及びまあじの知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)	
R5 1月	中旬	7	第394回委員会	・漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画について(事前協議) ・令和4年度の連合海区漁業調整委員会について	
2月	中旬 下旬 下旬	岡山 香川 香川	岡山香川連合海区 広島香川連合海区 愛媛香川連合海区	・令和4年度の各種漁業の入漁協定について	関係 委員
3月	中旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理(サワラ、トラフグ等)の取組みについて	委員
	中旬	8	第395回委員会	・くろまぐろの知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) ・令和4年度の連合海区漁業調整委員会の結果について ・令和5年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について	

全漁調連：全国海区漁業調整委員会連合会

瀬戸内広調委：瀬戸内海広域漁業調整委員会

※漁業許可の公示に関する諮問については隨時